

保護者様

藤沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に関する変更について(お知らせ)

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、ご協力いただきありがとうございます。

このたび、市内等の感染状況を踏まえ、出席停止基準等を6月23日から変更いたしますので、ご確認ください。なお、今後も感染状況に応じて出席停止基準の見直しをすることがございますので、ご了承ください。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の点をご確認のうえ、登校するようお願いいたします。

変更点**1 出席停止の基準について**

	6月22日(月)まで	6月23日(火)から当面の間
2 【発熱の基準】	<p>37.0度以上の場合 (小学校1年生から3年生は、37.5度以上の場合)。</p> <p>又は、平熱より0.5度以上高くかつだるい、食欲不振、嘔気などの体調不良がある場合。</p>	<p>【発熱の基準】</p> <p>1 平熱が37.0度未満の場合</p> <p>検温の結果、体温が37.5度以上の場合は、体調不良がなくても、出席停止とします。感染症法では、発熱とは37.5度以上と定義されていますが、検温した結果、体温が37.5度未満であっても、平熱より0.5度以上高く、かつ、体調不良(だるい、食欲不振、嘔気など)がある場合も、発熱の可能性があるため、出席停止とします。</p> <p>2 平熱が37.0度以上の場合</p> <p>平熱より0.5度以上高い場合は、症状がなくても出席停止とします。検温した結果、体温の上昇が平熱より0.5度未満であっても、体調不良(だるい、食欲不振、嘔気など)がある場合も、出席停止とします。これまでに保護者からかかりつけ医等にお子様の平熱や発熱の基準について相談したことがあれば、学校にご連絡ください。</p> <p>※ 「1」「2」で出席停止となった場合は、保護者からかかりつけ医等に受診や電話等で相談し、登校の可否を確認し、学校にご連絡ください</p>
3 出席停止後の登校再開について医療機関を受診していない場合	<p>症状がなくなった日の翌日を1日目として、3日目の朝に発熱や症状がないことを確認したうえで登校可とします。</p>	<p>発熱や症状がなくなった日から登校可とします。</p>

出席停止期間の移行について

出席停止とする日数については、6月23日からは「症状がなくなった日から登校可」とします。

毎日の体温と症状の確認を行い、判断に迷う場合は大事をとって自宅で休養し、学校へ連絡してください。

2 マスクの着用について

高温多湿となる時期においては、熱中症予防のため、屋外での活動中や登下校中のマスクの着用は必須としませんが、周囲との距離や会話等に配慮するよう、ご家庭でもご指導くださるようお願いいたします。

裏面に続く

<6月23日から当面の間の対応について>

※ 変更部分は、「2【発熱の基準】」「3出席停止後の登校再開について（2）医療機関を受診していない場合」です。

1 毎日、検温と症状の確認をし、健康調査票に記入のうえ、学校に持参させてください。

2 自宅での健康観察の結果、次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。

- ① 風邪の症状や発熱（下の「発熱基準」をご確認ください）がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）
- ② 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合
- ③ 風邪の症状や下の「発熱基準」にある発熱がなくなった後の、経過観察のための出席停止
- ④ 児童生徒が濃厚接触者となった場合（疑いを含む）
- ⑤ 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- ⑥ 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合
- ⑦ 保護者が児童生徒の感染を心配し、登校を控える場合
- ⑧ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

【発熱の基準】

1 平熱が37.0度未満の場合

検温の結果、体温が37.5度以上の場合、体調不良がなくても、出席停止とします。感染症法では、発熱とは37.5度以上と定義されていますが、検温した結果、体温が37.5度未満であっても、平熱より0.5度以上高く、かつ、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、発熱の可能性があるため、出席停止とします。

2 平熱が37.0度以上の場合

平熱より0.5度以上高い場合は、症状がなくても出席停止とします。検温した結果、体温の上昇が平熱より0.5度未満であっても、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、出席停止とします。これまでに保護者からかかりつけ医等にお子様の平熱や発熱の基準について相談したことがあれば、学校にご連絡ください。

※ 「1」「2」で出席停止となった場合は、保護者からかかりつけ医等に受診や電話等で相談し、登校の可否を確認し、学校にご連絡ください

※ 風邪の症状とは「呼吸器症状、咳、鼻水、たん、息苦しさ（呼吸困難を除く）等」が該当します

※ 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止となります

※ ④について：児童生徒の同居家族に症状があり、PCR検査を受けている場合は、感染が強く疑われるため、出席停止とします

3 出席停止後の登校再開について

(1) 医療機関を受診している場合は、医師の指示に従いますので、学校にご連絡ください。

(2) 医療機関を受診していない場合は、症状がなくなった日から登校可としますので、学校にご連絡ください。

4 出席停止の対象となる風邪症状と区別するため、日常からアレルギー性鼻炎や喘息等による咳がみられる場合は、健康調査票のメモ欄を利用するなどして、事前に学校に連絡してください。その際、できる限りかかりつけ医に登校の可否について電話で相談し、その結果を学校に連絡してください。

5 在校中に体調不調や発熱等がみられた場合は、早退措置とするためご連絡いたしますので、ご対応くださるようお願いいたします。

6 この基準は、市内等の感染状況に応じて、随時変更することがありますので、ご了承ください。

以上